

新	旧	備考
<p style="text-align: center;">輸出手形保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00041 <u>沿革 平成29年6月13日 一部改正</u></p>	<p style="text-align: center;">輸出手形保険手続細則</p> <p style="text-align: center;">平成29年4月1日 17 - 制度 - 00041</p>	
<p>第1条～第3条 (略)</p>	<p>第1条～第3条 (略)</p>	
<p>(契約台帳の照合等)</p> <p>第4条 銀行は、輸出手形保険契約台帳(照合用)(以下「照合台帳」という。)の送付を受けたときは、厳正な照合を行い、当該照合台帳に誤りがあった場合は、当該照合台帳の発送日の翌日から起算して10日以内に別紙様式第3による輸出手形保険荷為替手形買取通知書(内容変更通知書)の訂正・修正・取消依頼書(以下「訂正等依頼書」という。)に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 銀行は、輸出手形保険契約台帳(確定用)(以下「確定台帳」という。)の送付を受けた後において、記載事項の誤記を訂正しようとする場合は、<u>原則として内容変更等通知期限までに、別紙様式第3による訂正等依頼書に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。ただし、日本貿易保険が当該訂正に関する追加の書類の提出を求めたときは、銀行は遅滞なく当該追加書類を提出するものとする。</u></p>	<p>(契約台帳の照合等)</p> <p>第4条 銀行は、輸出手形保険契約台帳(照合用)(以下「照合台帳」という。)の送付を受けたときは、厳正な照合を行い、当該照合台帳に誤りがあった場合は、当該照合台帳の発送日の翌日から起算して10日以内に別紙様式第3による輸出手形保険荷為替手形買取通知書(内容変更通知書)の訂正・修正・取消依頼書(以下「訂正等依頼書」という。)に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。</p> <p>2 銀行は、輸出手形保険契約台帳(確定用)(以下「確定台帳」という。)の送付を受けた後において、記載事項の誤記を訂正しようとする場合は、別紙様式第3による訂正等依頼書に別紙様式第4による送り状を添付し、本店等に提出するものとする。</p>	
<p>第5条～第22条 (略)</p>	<p>第5条～第22条 (略)</p>	
<p style="text-align: center;"><u>附 則</u></p> <p style="text-align: center;"><u>この改正は、平成29年6月30日から実施する。</u></p>		
<p>別表1～別表3 (略)</p>	<p>別表1～別表3 (略)</p>	